

## 無効となる各種契約入札について

「各種契約入札心得」第7条の規定に該当する場合は、その理由に関わらず無効となりますので、ご注意ください。

つきましては、入札に参加する前に「各種契約入札心得」に係る事項を十分確認してください。

また、入札無効となる主な事例を列挙しましたので、参考にしてください。

### 記

#### ○ 無効となる入札

##### (1) 入札書及び委任状の記載に関するもの

- ① 記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている場合
- ② 称号又は名称若しくは代表者氏名のいずれかが欠けている、又は不明確な場合
- ③ 件名の全部又は一部の記載がない場合
- ④ 件名の記載内容が指名通知の表記内容と一致しない場合
- ⑤ 入札書及び委任状において、記載されている入札日の日付が指名通知に示す入札執行日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合
- ⑥ 入札書及び委任状において、記載すべき入札書提出先（宛名）の職名及び氏名と指名通知の職名及び氏名が異なる、又は記載のない場合

##### (2) 上記（1）に記載した事項のほか、入札書の記載内容が次のいずれかに該当する場合

- ① 入札金額の頭に「¥」マークの記載がない場合
- ② 入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できない場合
- ③ 積算の内訳を求める入札において、積算に誤りがある場合
- ④ 代理人入札において、代理人氏名と委任状に記載されている代理人の氏名が一致していない場合、又は代理人氏名の記入がない場合
- ⑤ 入札者印（代理人入札の場合は代理人印）の押印がない、又は入札者印（代理人印）の押印が不明瞭である場合

##### (3) 上記（1）に記載した事項のほか、代理人入札時に提出する委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合

- ① 委任者（代表者）印の押印がない、又は委任者（代表者）の印影が不明瞭な場合
- ② 受任者（代理人）印の押印がない、又は受任者（代理人）の印影が不明瞭な場合
- ③ 委任状に押印されている代理人印と入札書に押印されている代理人印が一致していない場合
- ④ 代理人に委任する権限の記載のない、又は委任する権限が不明瞭な場合